

## 平成22年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成22年3月19日（金） 9時30分宣告

### 1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇裕	農林水産課長 山崎龍一
教育長 藤田勲	下水道課長 中前千之
総務課長 渡部國彦	建設課長 井川寛
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 大庭孝久
企画財政課長 齋藤福昌	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 竹林行政	生涯学習課長 高梨康二
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 松井忠弘
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 阿部真澄	都万支所長 石川伸吉
環境課長 浅生久	財政係長 鳥井登
観光商工課長 池田高世偉	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会議務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 なし

1、議員提出議案の題目

発議第 1 号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

発議第 2 号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

発議第 3 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

発議第 4 号 永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する  
意見書

議事の経過

議長（ 米 澤 壽 重 ）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

本会期中に、日本の子供の未来を守る会から 4 件の陳情書が提出され受理致しましたが、議員の皆様への配付に留めることと致しましたのでご理解願います。

以上で諸般の報告を終わります

日 程 第 2、陳情書の取り下げ

「陳情書の取り下げについて」を議題と致します。

平成 22 年 3 月 1 日付けで自由民主党島根県支部連合会から提出されていた、陳情第 3 号「幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書」については、教育民生常任委員会に付託しておりましたが、3 月 8 日付けで取り下げの申し出がありました。

お諮りします。

陳情書の取り下げについては、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認め、取り下げを許可することに決定いたしました。

**議長( 米 澤 壽 重 )**

本会議を休憩し、全員協議会を開きます

( 本会議休憩宣告 9時31分 )

( 全員協議会開会宣告 9時31分 )

**議長( 米 澤 壽 重 )**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 13時38分 )

### 日 程 第 3、委員長報告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案、議第 17 号から議第 58 号までの議案 42 件、及び陳情案件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過並びに結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：8 番 石田茂春 議員

**8 番( 石 田 茂 春 )**

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は2月24日、25日、3月1日、及び会期中の3月9日の4日間開催し、平成22年第1回定例会提出予定議案の事前説明を受けました。また、定例会会期中の3月15日、16日、17日、の3日間今定例会で付託になった、議第17号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」から議第19号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」、議第21号「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」から、議第28号「町道路線の認定及び変更について」、議第30号「指定管理者の指定について(布施地区漁業振興施設)」から議第37号「平成22年度隠岐の島町一般会計予算」、議第42号「平成22年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算」から議第44号「平成22年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」、議第49号「平成22年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」、議第51号「平成22年度隠岐の

島町上水道事業会計予算」から議第 58 号「隠岐の島町職員定数条例の一部を改正する条例」までの、31 件の議案について慎重審議いたしました。又継続審査としていた陳情第 9 号及び要望第 1 号、陳情第 1 号、2 号についても慎重審議いたしました。

審査の結果、議第 37 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計予算」については、賛成多数で「可決」すべしといたしました。他 30 議案については全会一致で「可決」すべしといたしました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見、指摘事項等について報告いたします。

- 1.水産種苗センターについては、水産業の振興を図る上でも重要な役割を果たす施設でもあり又職員も数年後、退職予定であります。知識経験を必要とする専門技能職員を養成する必要がある、早期に直営か委託等も含めた町の方針を出すべきである。この件は過去に一般質問及び委員長報告で指摘しております。
- 2.滞納徴収のための新たな取り組みについては、徴収嘱託員の設置（成果主義、報酬制度）精力的な徴収活動が期待でき滞納額の減少に貢献できるものです。しかし課題も数多くあります。人員確保、報酬等、平成 22 年度中には設置できるよう期待しています。
- 3.八尾川遊覧船運航事業費は船頭の賃金であり、全額県補助金から支出されるとはいえ、本来事業収入から支払われるべきであるとの意見もあった事を申し添えます。
- 4.農業公社の委託費については、前年度補助金実績比に対する大幅な減額の事前説明がなかったことについて意見がありました。

次に陳情及び要望案件についてご報告いたします。

陳情第 9 号「公共工事における電気設備工事の分離発注と当協会会員及び県内業者に発注の機会をお願いする陳情」は全会一致で採択といたしました。提出者は、財団法人島根県電気工事業協会、会長 荒木恭司氏であります。採択の理由といたしまして、隠岐の地元業者にも技術力は充分にあり協会としても万全の体制がとられることが可能と判断し、慎重審議を行なった結果、地元業者の受注機会が広がることに繋がる。

次に、要望第 1 号「事業存続のため経費負担の適正化及び、車両の更新について平成 22 年補助年度より適用を頂きたい要望」は全会一致で、継続審査といたしました。

提出者は、隠岐一畑交通株式会社取締役社長 春日稔和氏であります。理由といたしまして、隠岐の島町地域公共交通会議において生活路線バス等の運行方法及びダイヤ等の方針が継続審議となっており方針案が決まっていない。

次に、陳情第 1 号「核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書」は全会一致で採択といたしました。提出者は、平和市長会議会長 広島市長 秋葉忠利氏、同副会長 長崎市長 田

上富久氏であります。

理由といたしまして、核兵器はいまだに世界に約2万数千発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていません。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束しています。

次に、陳情第2号「永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書」は、賛成多数で採択いたしました。

提出者は、自由民主党島根県支部連合会 幹事長 洲浜繁達氏であります。

理由といたしまして、国民的議論も深められていない中で、国の根幹に拘わる地方参政権付与に関する法律案を、通常国会に提出する動きがある。又参政権は日本憲法の基本原理の1つである国民主権の原理に基づくものであり国籍法第4条において「外国人は、帰化によって日本国籍を取得することが出来る」とあり、参政権を取得するには帰化によるべきであると考えます。

反対意見としては、国政レベルで考えるべきことで、町村レベルで考える必要ではないとの意見もありました。

次に、調査事項についてご報告いたします。

当委員会の調査事項であります「まちづくり対策事業に関する調査について」は、町全体に元気がない。もっと区長、自治会長等協議し、活力のある隠岐の島町を創るべきとの意見統一がなされました。

新規事業の仮称集落地域活性化交付金は、ハードルを下げ全自治会が主体的に活性化するよう期待します。「地域産業の振興に関する調査」については、引き続き調査研究をすることといたしました。

以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

次に、教育民生常任委員長：15番 安部和子 議員

**15番（安部和子）**

教育民生常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成22年度一般会計及び各特別会計予算、条例の一部改正や指定管理者の指定など12件、継続審査としていた陳情案件2件、計14件と所管調査事項である「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」について審査したので、その経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の2月16日、17日と、会期中の3月15日、16日、17日、18日の6日間開催し、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出や説明を求め、慎重に審査いたしました。

はじめに、「平成22年度一般会計及び各特別会計予算」については、全会一致で「可決すべし」といたしました。特に委員から出された意見や審査の概要について報告いたします。

まず、民生費関係についてであります。

高齢者福祉施設整備費(清松園スプリンクラー設置工事)は、消防法の改正により、消防用設備の設置義務が従来の延べ床面積1,000㎡以上から275㎡以上に厳格化されたため、新年度において整備し、入居者の安全対策の強化を図るものであります。しかしながら、本町には、合併前に旧町村で整備し民営化された、いわゆる公設民営の施設もたくさん存在をしております。

また、夜間に7人もの認知症高齢者が犠牲になった札幌市の例や、2月の海士町でのグループホームの火災などの相次ぐ惨事に、施設における夜間勤務体制・防災設備・避難態勢などの課題が大きくクローズアップされているのもご承知のとおりであります。

法改正では、「平成24年3月までに完備すること」が義務付けられており、隠岐の島町においても、早急に公設民営の施設も含めた防災対策の整備計画をたて、入居者が安心して過ごせる施設整備を速やかに実施するよう指摘いたしました。

次に、衛生費関係についてであります。

各種がん検診の受診率は横ばい、或いは低下傾向にあり、早期発見・早期治療、町民の健康増進を図ることからも受診率の向上は不可欠であります。検診の実施にあたっては、検診時間の延長や時間帯、検診場所等を再検討され、更なる啓発活動を展開する中で、町民の健康増進を図るよう指摘いたしました。

次に、教育費関係について申し上げます。

過去の学力調査の結果を受け、新年度から「学力向上対策プロジェクト」により、児童・生徒の基礎学力の向上と生活習慣の改善を図ることとなりました。具体的には、派遣指導主事の配置により、教師の授業力の向上や学習指導が改善され、児童生徒の学力向上に寄与するものと期待するものであります。

次に、学校給食費の改正についてであります。本町の学校給食費は、島根県下の公立小中学校の中で、小・中学校とも最高額であります。

教育委員会では、この現実を踏まえ、保護者負担の軽減を図る目的で、その是正について

検討し、新年度からは、光熱水費相当額分を町が負担することとし、一食当たり 30 円の負担軽減をするものであります。しかしながら、それでも県平均を上回る額であり、今後、食材や給食の内容についても更に検討し、保護者負担の軽減を図るよう指摘いたしました。

次に、国民健康保険事業会計についてであります。

国保会計における保険税の滞納状況は、本年 2 月現在、平成 20 年度分までで 8 千万円を越えている状況であります。

保険税等の時効は 5 年ではありますが、滞納者の中には、20 年前にさかのぼる方もいるとのことであり、その理由は、島外転出や死亡、更には保険税の一部を納入することによる時効の中断など、滞納者はさまざまであります。

委員の多くからは、20 年前の滞納額を滞納金額に含めていることは適当ではなく、島外転出や死亡、法による時効の成立なども考慮し、適正な対応と整理を検討するよう要望いたしました。

次に、条例改正や指定管理者の指定について申し上げます。

高齢者福祉センター、布施地区の蓬莱苑の条例改正は、居住部門にかかる光熱水費が、現利用料金では賄えず、経営が不安定となっていることから、月額 7 千円の入居者負担を、光熱水費及び洗濯代を含む共益費として、月額 1 万 5 千円に改正するものであります。

値上げ幅も大きく、値上げには課題も残りますが、居住部門は介護保険制度が適用されない施設であることから、他の高齢者入所施設の利用料金と比較しても高額な利用料金ではなく、全会一致で「可決すべし」といたしました。また、隠岐島文化会館を教育文化振興財団に指定管理者として指定する件についても全会一致で「可決すべし」といたしましたが、隠岐島文化会館は中央公民館制度との関連もあり、今後も引き続き注視してまいります。

次に、陳情関係について申し上げます。

まず、「継続審査」としていた「隠岐温泉 G O K A 運営存続に関する陳情書」についてですが、当委員会としては、以前から「廃止・売却を含め早急に検討すること」として、一定の結論を出していたにも関わらず、町当局では今日まで当委員会の指摘には耳を貸さず運営を続け、毎年 1,000 万円もの税金を投入してまいりました。行革本部会では、ようやく本腰をあげて検討が始まったようであり、本年 9 月までに休止を含めて検討するとの方針が出されたとのことであります。

委員からは、「当委員会では既に結論が出たものである。」「利用者も町民の一部の特定の者が利用しているだけ。もう廃止すべきだ。」「委員会も 9 月頃までに結論を出すようにして

も良いのではないか。」など、さまざまな意見もありましたが、慎重審査の結果、賛成多数で「趣旨採択」といたしました。

次の継続審査としていた「県の福祉医療費助成制度の定率(応益)負担を廃止・撤回し定額負担に戻すことを求める意見書採択の陳情」については、現実として患者負担が増えており陳情趣旨は理解出来るものですが、「県及び隠岐の島町の厳しい財政状況に鑑み、現制度を確保し継続することが大切ではないかと」の意見が大半を占め、全会一致で「趣旨採択」といたしました。

最後に、所管の調査事項について報告いたします。

町立図書館の館長については、本年までは教育文化振興財団の事務局長が兼務していたが、新年度からは、教育委員会・生涯学習課長が館長を兼務するとの報告がありました。しかしながら、組織見直し案では一切そのことが説明されませんでした。

教育委員会は独立した組織といえども、隠岐の島町全体としては町の組織の一部であり当然のこととして、組織見直し案の説明時に説明し、その記載をすべきであります。

このことは、教育委員会組織内部や、委員会と町執行部との意思疎通・情報の共有に問題があると考えられます。今後は、しっかりと意思疎通、情報共有を図るよう強く指摘したところであります。

尚、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」については、議会閉会中も継続して調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

続いて、「特別委員長報告」を行ないます。

継続審査となっている、各特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今議題となりました件に関して、各特別委員会における審査の経過並びに結果等について、委員長報告を求めます。

始めに、議会広報調査特別委員長：9番 高宮陽一 議員

**9番（高宮陽一）**

議会広報調査特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の1月13日、20日の2日間、委員会を開催し、12月定例会の内容を「議会だより新年号」として1月下旬に発行いたしました。

編集に当たっては、議員各位のご協力をいただき、ありがとうございました。

また、今定例会の3月10日に委員会を開催し、今定例会の内容を中心とする「議会だより4月号」の編集方針について協議をいたしました。

今定例会は、提案された諸議案のほか、一般質問6名、総括質疑10名など、新年度の予算ということもあり、多くの議員から質疑もあり、全体を16ページとして編集することとし4月下旬には発行できるよう努力してまいります。

編集に当たっては、従来どおり担当委員を決め、原稿収集をすることといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、印刷業者につきましては、早急に見積りを提出させるなど、出来るだけ地元業者にお願いが出来るように、事務局と協議しながら進めてまいります。

最後に、調査事項である「議会広報調査に関する事項」は、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で議会広報特別委員会の報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

次に、隠岐の島町医療対策特別委員長：13番 吉田政司 議員

**13番（吉田政司）**

隠岐の島町医療対策特別委員会の報告を行います。

1.公共交通網整備方針（案）について、2.医師不足問題についての調査の経過と結果を報告いたします。

公共交通網整備方針（案）についての調査であります。委員会の公共交通に対する考え方を申しますと、公共交通は儲かるかどうかではなく、必要か不必要かで存続が判断されるべきものである。これが委員会の基本理念であります。それを単に費用対効果で評価すると、住民とりわけ高齢者の足を確保することも、集落を守ることもできなくなってしまいます。

それだからこそ一方では必要とすればするほど、徹底的に無駄を省き、利便性をよくして利用しやすい運賃で利用者を少しでも多くすることが必要であります。それなくして、維持し続けることが困難なのも明白であります。

委員会では先の提言の中でかかる交通手段については、「住民が受診しやすい環境づくりのための交通手段の確保、医療バスの創設等の体制を整備すべきである。」とかかげました。

そこで委員会はその役割、使命に基づき整備方針案について医療、患者の視点から運行経路、便数、方法等について住民の利便性の向上、改善が図られているかどうか検討を行いました。

その結果、地域公共交通会議の素案は次のような改善点がみられました。

- 1.利用者が多い隠岐病院をターミナルとする。
- 2.全路線が隠岐病院あるいは診療所に停留する。
- 3.各集落からも直接隠岐病院や診療所に行ける。
- 4.路線バスへの接続が確保されている。
- 5.タクシーデマンドバスの便数が増える。
- 6.人口の多い栄町地区が路線に入る。
- 7.旧町村時代から同時間帯に運行されている重複便を廃止する。

こうした点から、委員会では病院・診療所への利便性の向上が図られ、加えて無駄を省くことにより、運賃の面からも住民が受診しやすい環境に一層つながると判断いたしました。

そして、その上で、この案では東町・中町地区から病院、布施地区から中村歯科診療所への交通手段が確保されないことを考慮する必要があることも指摘、要望いたしました。

以上、委員会の意見として報告いたします。

次に、医師不足問題への対応について申し上げます。

大田市、江津市など県西部地域で医師不足が大変な問題となっています。

不足に拍車がかかるに至ったその主な要因は、大学の事情が絡んだ医師引き上げや、それに伴う影響によるものと言われています。現在当該地域では、対策会議を設置したり、シンポジウム、諸活動、関係先への陳情活動等官民一体となって、町をあげて必死の取り組みがなされています。

このことは当委員会としても対岸の火事ではなく、まさにわがまちの問題でもあると認識し、その責任の重さと過去の教訓をかみしめているところであります。

このような中、先日3月8日には島前病院でも、ただ一人の外科医の引き揚げで、4月からの目途が立っていないとの報道がありました。

意見交換の中で委員からは、本町でもこれ以上不足となると大変なことになりかねず、「今まで以上に大学や県との連携を深めるとともに、その動向に細心の注意を払い正確な情報の収集に努められたい。」との意見がありました。

また、今年度は婦人科医師の招聘をどうでも実現するよう、本町に要望し、委員会としても全力を挙げて協力することを確認いたしました。

申しあげるまでもなく、医療はまちづくりの根幹であります。

定住の根幹であります医師不足の問題は住民の命、暮らしに直結するものであり、病院の

経営に深刻な影響を与え、厳しい町財政をより一層厳しくする問題でもあります。

当委員会は、今年度もその方針である「地域住民の安心・安全な暮らしの確保」、「医師、特に女性医師の働きやすい環境づくり」、「医師が来てくれる島づくり」に向けて引き続き取り組んで参りますことを申し上げ報告いたします。

**議長（米澤壽重）**

次に、行財政改革特別委員長：3番 平田文夫 議員

**3番（平田文夫）**

行財政改革特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、議会閉会中の1月26日、2月19日と会期中の3月10日の3日間、委員会を開催し、所管事項について調査したので、その概要について報告します。

1月26日開催の委員会では、行革推進室長から、第2次行財政改革大綱の策定状況について報告を受け意見交換をいたしました。特に、検討が進められている行政組織の見直しについては見直しの目的が明確でなく、退職予定者を見込んでの単なる組織いじりであるとの意見もあり、組織改革の目的を明確化して対応するよう指摘しました。

また、観光商工課長からは、重点項目として調査研究している「隠岐の島町観光協会」について、現状報告を受け意見交換をいたしました。

町観光協会では、従来の運営についての反省に立ち、新しい執行体制でスタートしたとのことであります。その内容は、会員の中から理事を選出し、会長・副会長を中心とした総務企画・事業の各担当理事を含めた執行役員会を置き、その下に事務局体制を、更に、会員・事務局職員による総務部・企画部・事業部の3つの部を設置して活動を展開することとしています。

しかしながら、委員からは、「それぞれ各自の仕事を持っているような理事が各部の部長や副部長体制で本当に観光協会が自立できるのか。」、「なぜ、事務局職員にそれぞれ役職を持たせ事務局職員が中心となって自立する観光協会を目指さないのか。」、また、「観光協会と会員との信頼関係をどう構築するのか。」、「会員間での隠岐観光に対する思いが少ないのではないか。」、「観光に期待が出来るのか、今回のような体制なら、いっそ町長が会長に就任し、しっかりとした方向づけをすべきではないか。」等、多くの意見もあり、更には、「観光協会の職員との意見交換をして率直な意見を聞くべきではないか。」ということになりました。

2月19日の委員会では、行革推進室長から、第2次行財政改革大綱(案)のについて説明を受け、更に、町観光協会職員との意見交換を行いました。

意見交換した内容については、あえて申し上げますが、当委員会としては、重点項目として調査研究した隠岐の島町観光協会については、海士町観光協会の視察や隠岐の島町観光協会が少し動き始めたこと、観光協会職員との意見交換などを踏まえ、次のとおり提案し、中間報告とします。

1.町当局は、「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指すのであれば、観光協会の再編のため、もっと行政が責任をもち、当面の間、支援策を強化すること。

2.観光協会は、会員との信頼関係の構築に全力を挙げるとともに、協会・会員間の相互理解と協力体制の確立と、島民が一体となって観光振興参加できるよう全力を挙げること。

以上、2点について申し上げ、町当局におかれては一層の取り組みを要請し中間報告といたします。

最後に、調査事項である「行財政基盤の確立と町民福祉向上に関する事項」は、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、行財政改革特別委員会の報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

最後に、総合交通対策特別委員長：7番 齋藤昭一 議員

**7番（齋藤昭一）**

総合交通対策特別委員会の報告をいたします。

当委員会では所管の調査事項であります、「隠岐空港利用促進、隠岐航路整備促進、生活交通網整備促進」に関する事項について検討いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

生活交通網整備促進についてでございますが、2月9日、3月10日、所管の観光商工課課長、係長の出席を求め委員会を開催しました。

観光商工課では、公共交通バス路線やタクシーの利用現況に関するアンケート調査で町内在住者700人を無作為に抽出し（回収率45.8% 321名）一方、地区意見交換会等を行い、便利な交通手段を提供するための作業結果の報告を受けました。路線バス・タクシーデマンドバス・コミュニティバス・スクールバス利用の診療所循環バスなど、それぞれの運行方法、運行ダイヤが図示され、さらに運行経費から計算された運賃形態も試算されています。

3月10日の報告を受けた中で委員からは医療対策の観点から町部で交通手段が確保されない問題があるなど数件の提案がありました。

これらをさらに検討を重ね今後は地域交通会議で協議し、実際に運行する各業者との具体

的に調整を行いながら 23 年 4 月に向けて実施していくとのことです。

3 月 10 日当委員会において報告を受けた中で、委員から数件の提言があり、その主なものは 1 つ目、医療の特別委員会で、医療の視点からバス路線について考えると、現行に比べ今回の計画では多くの路線について利便性が向上していると判断している。ただ、一部の地域（東町・中町の一部）は見直しが必要と考える。執行部からはこの地区は道路幅が狭く、停車が困難で、交通量も多く利用も少ないため、路線計画から外したとの事であるが、町部の人の意見もよく聞いたうえで判断すべきである。

2 つ目、布施・中村間は利用者が少なく運行計画にはないが、方針の決定を急がず検討すべきとの意見があります。

3 つ目、デマンドバスは前日までの予約が必要であるが、診察後の復路だけの利用もありうるため、その対応も検討すべきではないかとの意見もございます。

次に、隠岐空港利用促進については、JAL では 22 年 10 月までは出雲便、大阪便の運航継続を約束しました。また 4 月からのダイヤも早々と発表しました。夏期ジェット便は 7 月 17 日～8 月 30 日間の就航が決まり高い利用率の達成を要求されています。利用促進をすすめる為、各団体や住民にお願いをしますが、例年の事で飽き飽きしているのも事実で、集客活動が困難を極めそうだと担当課も予想しています。

また、提出資料として各種の運賃助成制度の案内や「隠岐の海応援ツアー大阪場所」プランなど利用促進の取り組み説明がありました。

臨時便が就航します。4 月 1 日函館の北海道エアライン所有機サーブ 340 の定期点検のため千歳から鹿児島に空輸する途中、隠岐空港経由で隠岐 鹿児島間にチャーター便として 30 人の乗客を募集、帰路の 4 月 30 日には隠岐～函館間に 30 人を募集します。いずれも激安運賃の設定です。これの集客依頼が出ています。これも東京直行便就航実現にむけての一つの活動と考えます。

次に、隠岐航路整備促進については、隠岐汽船経営再建計画第 3 次増資の公募の件もあり、今後の健全な運営について注視していきます。

以上総合交通対策特別委員会の報告といたします。今後も諸処案件には機敏に対応し、継続し調査、研究を行ってまいります。

以上で総合交通対策特別委員会の報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

以上で「委員長報告」を終わります。

## 日 程 第 4、討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第 17 号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」から議第 58 号「隠岐の島町職員定数の条例の一部を改正する条例」及び諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの計 43 件、並びに本日の議事日程第 3 で行いました、各常任委員長報告並びに各特別委員長報告を一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

( 「あり」の声あり )

2 番：前田芳樹 議員

2 番 ( 前 田 芳 樹 )

私は、議第 37 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計予算」(案)に対して反対討論を行います。

6 款・農林水産業費、1 項・農業費、農地保全対策事業費 3 千万円の中で新規事業として農地保全事業委託費と称し 2 人分の人件費を 1,066 万 1 千円計上しているが、予算編成権は執行部にあるにせよ、農業公社理事長が平成 22 年 1 月 7 日に補助金交付要綱に基づき 1,670 万円の補助金申請をしていたのに、農地集積・耕作放棄地対策を担っている農業公社の理事会に何の事前協議と説明もしないで、然も、分社化構想を農業公社理事会がまだ承諾しておらずアウトラインさえ合意形成していない現段階であるにも拘らず、100%出資の設置者責任を忘れて、自前の構想である分社化を強権発動的に強要する為に一方的に大きく補助金削減計上していることは愁眉に値する事態であり、このようなやり方は行政の驕りとしか言いようが無い。必要経費の不足分を例年並に要請していたものを何の説明も無く有無を言わず突然に大幅削減したことで、早速、春の耕起作業から影響を受け、夏には資金ショートが危惧されます。

3 月 1 日の総務産業建設常任委員会の事前審議で「これでは公社理事会が納得するはずが無いが・・・。」と指摘されてから、初めて 3 月 6 日に農業公社に説明の打診をし、議会会期中の 3 月 10 日になってやっと変更内容が説明された。さらに、その説明たるや、「9 人の内の 2 人分の事務費人件費のみを計上して、あとの 7 人の職員については公社で考えて下さい。」とのことで、当然ながら、公社側は、納得できないと返答して帰った。この一連の事態は何を物語るのかと言えば、当局に従順な外郭団体には手厚く事前協議から対応し、直接的間接的に多大な補助金を与え、反面、異議を唱える者へは聞く耳を持たないという証左に他なら

ない。

従って、農業公社の組織改編にまつわる今回の対処には私は意を同じくすることが出来かねます。これまで、聞く耳を持って公社ともっと良く協議して下さいと進言して来たが、全くそのような姿勢も見えず、一方的に大幅に補助金削減をして耕作放棄地対策の組織を瓦解させる危険があること、組織改編のための財政支出が従前より増加する可能性があること、そして、議会が執行部提案の議案を何でも追認する機関では無いことを示すために、私は係る本案に反対します。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

以上で終わります。

**議長（米澤壽重）**

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「あり」の声あり）

9番：高宮陽一 議員

**9番（高宮陽一）**

私は、議第19号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」に反対する討論を行います。

私は、今までにも、「行政組織は役場の顔である。」と申し上げてまいりました。

今回の行政組織の見直しは、行財政改革の名のもとに、職員定数の適正化組織のスリム化、総合調整部門や町税等徴収部門の体制強化、業務の効率化などが主な内容として掲げられております。しかしながら、見直しの概要については理解出来るものもありますが、行革方針と矛盾する点、見直しの理由が明確でないなど、理解出来ないことが多すぎると感じており、私は、単なる組織いじりであり、隠岐の島町が何を目指そうとしているのか、理解できない組織の見直しと言わざるを得ない内容であります。

その第1は、行財政改革の方針を逸脱している内容が含まれていることでもあります。それは、学校統廃合や給食センターの廃止により、施設管理員2名、調理員1名、計3名を一般職に配置替えをするというものであります。これは単なる人事異動では無しに職員昇任選考試験をして現業職の職員から行政職の職員に昇任させようとするものと理解はしております

が、しかしながら、この昇任選考要綱には、昇任選考試験を行うことも規定されておりますが、特に町長が認めた場合には、昇任選考試験を経ずして昇任させることが出来ることも規定されており、恣意的に行うことも可能であります。

このことは、行革方針である「職員定数の適正化」「人件費削減」という2つの項目に相反する内容であるという点であります。

まず、職員定数の適正化ということから申し上げますと、職員総数から見れば問題はないと思われませんが、一方で行政職・現業職という点から見れば現業職を行政職に配置替えをして、不足した現業職に臨時職員を採用しようとしていることでもあります。

更に、60歳定年という公務員制度があるにも関わらず早期の退職を勧奨したり、隠岐広域連合や観光協会に職員を派遣するなどしている現状から見ても、行政職が不足し、現業職から配置替えする状況にはないことなど、職員定数が適正に管理されているとは言えないと思うからであります。

次に、人件費削減の点から見ると、現業職を行政職に配置替えをするということは、人件費の増額につながるということでもあります。今更、申し上げるまでもなく、職員に適用される給料表は、現業職は行政職(二)表、行政職は行政職(一)表であり、表の構成上、年齢や経験年数など同条件の場合には、行政職(一)表を適用することで給与額は高くなり、現業職を行政職に配置替えをすることで人件費は増え、削減することは出来ないこととなります。行財政改革の最中での現業職の一般職への配置替えは、この際見送って、現業職間での職種変更等で対応すべきであると考えます。職員昇任選考試験も必要だと思っておりますが今はそういうタイミングではない、そういう時期ではないと思っております。

次に、組織のスリム化(内室の発展的解消)について申し上げますが、問題は、「期間限定で町の重点施策を担当する部署」として設置した技術管理室と行革推進室の廃止であります。

まず、行革推進室の廃止については、第1次計画が終わり、今後5年間の第2次計画がまもなくスタートする時期でもあります。町長も所信表明の1番目に行財政改革の継続を掲げられていますが、「期間限定で町の重点施策を担当する部署」として設置した行革推進室であるならば、これを継続するか、更なる強化をすべきでないでしょうか。事務だけを移管すればよいというなら、なぜ当初からそのようにしなかったのか、行革推進室を廃止する理由はどこにもございません。

また、技術管理室については、行政の長い歴史の中で工事検査体制の中立性や技術指導体制を強化する必要があるという理由から独立した部署を設置したにも関わらず、今回は、廃

止後も、工事検査体制の中立性や技術指導体制を強化する必要があるという同じ理由にも関わらず、検査を受けるべき部署に専任の担当課長を配置しても、検査体制の中立性が保たれるとは思われません。理由の一部には公共事業が減ったからということも聞いておりますが、工事検査体制の中立性とは何ら関係するものではありません。以上のことから、技術管理室と行革推進室は廃止すべきでなく、現状維持あるいは強化をすべきであります。

最後になりますが、町長の行政組織に対する基本姿勢の一部分について申し上げたいと思います。

医師の招聘が重要だということから、医師招聘担当部署を設置したことは大いに評価しておりますが、問題は関係部署との関連であります。

当時、同僚議員からは保健課が適当ではないかという質問に対して、町長は、医師招聘・医療の確立は定住対策と関係するということから、定住対策課の内室として医師招聘担係を設置したと説明されておりました。今回の見直しでも医師招聘担当課長は設置し、業務は定住対策係の所管とするようではありますが、私も、同僚議員と同じように、医療や保健・福祉と連携できる部署に所管させるべきだと考えております。以前には、地域振興券の事務を担当させこともありました。

このように、それぞれの担当部署に何を求めているのか、不審を抱かざるを得ないようなことがあったのも事実であります。ここは素直に、保健課と連携することがベターだと思いますが如何でしょうか。

まだまだ指摘したい事項は沢山ありますが、これ以上は申し上げます。

いずれにしても、只今、申し上げたようなことは全く理解出来るものではなく、執行権の乱用や各種計画とも矛盾をしており、単なる職員の退職による数字合わせの条例改正であるとしか言いようがありません。

以上、議第 19 号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」に反対する理由を申し上げましたが、どうか、議員各位におかれましてはご理解をいただきますようお願い申し上げます。反対討論を終わります。

**議長（米澤壽重）**

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

以上で「討論」を終わります。

## 日 程 第 5、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、議第 17 号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」、議第 18 号「辺地に係る総合整備計画の策定について」及び議第 20 号「隠岐の島町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 25 号「隠岐の島町企業立地支援センター設置及び管理条例」までの計、8 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 17 号、議第 18 号及び議第 20 号から議第 25 号までの計、8 件は、原案のとおり可決されました

次に、議第 19 号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従って、議第 19 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 26 号「隠岐の島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について」から議第 30 号「指定管理者の指定について（布施地区漁業振興施設）」までの 5 件について採決を行います。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 26 号から議第 30 号までの 5 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 31 号「工事請負変更契約の締結について〔蛸木地区牧野管理道（一工区）工

事)」から議第 36 号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（3 号幹線その 2）工事〕」までの 6 件について採決いたします。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 31 号から議第 36 号までの 6 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 37 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計予算」を採決いたします。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会ともに「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

従って、議第 37 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 38 号「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第 51 号「平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの特別会計予算 14 件を一括して採決いたします。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。従って、議第 38 号から議第 51 号まで特別会計予算 14 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 52 号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議第 58 号「隠岐の島町職員定数条例の一部を改正する条例」までの 7 件を一括して採決いたします。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 52 号から議第 58 号までの 7 件は、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたし

ます。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり可決されました。

次に、各常任委員長が報告した陳情5件を一括して採決します。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。従って、陳情5件は、委員長報告のとおり決することとされました。

以上で「採決」を終わります。

## 日 程 第 6、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行ないます。

本日、お手元に配付のとおり、4件の議員提案が提出されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました4件の議員提出議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、始に、発議第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：小野昌士 議員

6番( 小 野 昌 士 )

発議第1号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び隠岐の島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年 3月19日

提出者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士

賛成者 隠岐の島町議会議員 石 田 茂 春

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部 和子

隠岐の島町議会議長 米澤 壽重 様

隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

隠岐の島町議会委員会条例(平成16年隠岐の島町条例第206号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、「定住対策課(定住対策係)」を「定住対策課」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

発議第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、本日可決されました、議第19号の「隠岐の島町行政組織の一部を改正する条例」において、定住対策課に「起業支援係」が設置されることになりました。

そのため、議会の常任委員会(総務産業建設常任委員会)所管において、定住対策課(定住対策係)の表記を改める必要が生じたので、別紙のとおり、委員会条例の第2条第1号を一部改正するものです。よろしくお願ひ申し上げます。

議長(米澤 壽重)

発議第1号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」によって行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由」の説明を求めます。

6番：小野昌士 議員

6番(小野 昌 士)

発議第 2 号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 22 年 3 月 19 日

提出者	隠岐の島町議会議員	小 野 昌 士
賛成者	隠岐の島町議会議員	石 田 茂 春
賛成者	隠岐の島町議会議員	安 部 和 子

隠岐の島町議会議長 米 澤 壽 重 様

隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年隠岐の島町条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中、「100 分の 160」を「100 分の 145」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

発議第 2 号「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のとおり、人事院は平成 21 年 8 月一般職員の月額給 0.22 パーセント、期末勤勉手当 0.35 月それぞれ引き下げを勧告いたしました。

これに基づき議会議員、特別職の報酬等について答申がなされ、今回、期末手当の支給月額について、別紙のとおり 0.2 月減額し、総支給月数を 3.1 月にするものであります。

よろしくお願ひいたします。

議長（米 澤 壽 重）

発議第 2 号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

8番：石田茂春 議員

8番( 石 田 茂 春 )

発議第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月19日

提出者 石 田 茂 春

賛成者 遠 藤 義 光

賛成者 安 部 大 助

賛成者 前 田 芳 樹

賛成者 是 津 輝 和

賛成者 齋 藤 昭 一

賛成者 池 田 信 博

賛成者 松 森 豊

隠岐の島町議会議長 米 澤 壽 重 様

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書(案)

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。

この訴えは核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びであります。

しかし核兵器は未だに世界に約2万数千発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていません。

2000年の核拡散防止条約(NPT)再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはず

であるが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。

米国、ロシア、英国、フランス及び中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮拡大するイラン、核実験を強行し、世界的に脅威を及ぼしている北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしています。

よって国及び政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎え、本年開かれる核拡散防止条約(NPT)再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを求めます。

### 記

1. 国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2. 核拡散防止条約(NPT)の遵守及び加盟促進に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 外務大臣

議長(米澤壽重)

発議第3号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号「永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番：石田茂春 議員

8 番（ 石 田 茂 春 ）

発議第 4 号 永住外国人の参政権付与反対の意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 22 年 3 月 19 日

提出者 石 田 茂 春

賛成者 遠 藤 義 光

賛成者 安 部 大 助

賛成者 前 田 芳 樹

賛成者 是 津 輝 和

賛成者 齋 藤 昭 一

賛成者 池 田 信 博

賛成者 松 森 豊

隠岐の島町議会議長 米 澤 壽 重 様

永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書（案）

わが国に永住する外国人に対する地方参政権付与の問題をめぐっては、これまでもしばしば付与法案が提出され、廃案となってきたところである。しかし、国民的議論も深められていない中で、国の根幹に拘わる地方参政権付与に関する法律案が通常国会に提出される動きが伝えられている。

日本国憲法第 15 条第 1 項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第 93 条第 2 項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人に及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第 93 条第 2 項の住民とは日本国民を指す」と指摘している。

そもそも参政権は、日本国憲法の基本原理の 1 つである国民主権の原理に基づくものであ

り、一方で国際法第4条においては「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定されていることから、外国人が参政権を取得するには帰化によるべきものであり、これを立法により付与することは憲法上許されないものとする。

従って、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣

議長(米澤壽重)

発議第4号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立「多数」であります。

従って、発議第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 15時11分)

休憩を閉じ、本会議を再開します

(本会議再開宣告 15時12分)

## 日程第7、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長及び各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長及び各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

以上を以って、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

これをもって、平成 22 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 15 時 13 分 )

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 2 2 年 4 月 1 9 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員